

令和4年

第8回 教育委員会会議  
議案第21号

秋田県教育委員会



## 議案第21号

### 秋田県立図書館協議会委員の任命について

図書館協議会に関する条例（昭和25年秋田県条例第37号）第4条の規定に基づき、秋田県立図書館協議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏名	分野	任期
1	土崎真紀	学校教育・社会教育	令和4年5月12日～令和5年11月8日
2	荒川康一	学識経験者	令和4年5月12日～令和5年11月8日

令和4年5月12日提出

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

#### 理由

秋田県立図書館協議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 秋田県立図書館協議会委員名簿

(任期：令和3年11月9日～令和5年11月8日)

(令和4年5月12日現在)

※個人情報保護のため非公開

秋田県立図書館協議会委員任命候補者略歴

※個人情報保護のため非公開

令和4年

第8回 教育委員会会議  
議案第22号

秋田県教育委員会



## 議案第22号

### 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第6条の規定に基づき、秋田県立近代美術館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	荒川 康一	学識経験者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
2	池田 聖子	家庭教育関係者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
3	石井 令人	学識経験者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
4	伊藤 聖子	学識経験者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
5	打川 敦	学識経験者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
6	小笠原 豊	利用者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
7	鎌田あかね	学識経験者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
8	木村 司	学校教育関係者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
9	長沢 薫	社会教育関係者	令和4年6月10日～令和6年6月9日
10	横井 朗	社会教育関係者	令和4年6月10日～令和6年6月9日

令和4年5月12日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

#### 理由

秋田県立近代美術館協議会の委員任期満了のため、新たな委員について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立近代美術館協議会委員名簿

(任期：令和4年6月10日～令和6年6月9日)

(令和4年4月20日現在)

**※個人情報保護のため非公開**

秋田県立近代美術館協議会委員候補者の略歴

**※個人情報保護のため非公開**

秋田県立近代美術館協議会委員候補者の略歴

**※個人情報保護のため非公開**

## **秋田県ふるさと村条例**

第六条 近代美術館に博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第二項に規定する博物館協議会として、秋田県立近代美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
  - 一 学校教育及び社会教育の関係者
  - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - 三 学識経験のある者
  - 四 近代美術館の利用者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二四条例三四・一部改正)

### **(参考) 博物館法**

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

令和4年

第8回 教育委員会会議  
議案第23号

秋田県教育委員会



## 議案第23号

### 秋田県立博物館協議会委員の任命について

秋田県立博物館条例（昭和50年秋田県条例第15号）第3条の規定に基づき、秋田県立博物館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	上野 智明	学校教育・社会教育	令和4年5月12日～令和5年7月8日
2	棟方 幸人	学識経験者	令和4年5月12日～令和5年7月8日
3	湯澤 寛	学校教育・社会教育	令和4年5月12日～令和5年7月8日

令和4年5月12日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

#### 理由

秋田県立博物館協議会の委員の異動による退任のため、新たな委員について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立博物館協議会委員名簿

任期：令和3年7月9日～令和5年7月8日

(令和4年5月12日現在)

**※個人情報保護のため非公開**

## 秋田県立博物館協議会委員候補者の略歴

※個人情報保護のため非公開

令和4年

第8回 教育委員会会議  
議案第24号

秋田県教育委員会



## 議案第24号

### 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第45条第3項及び第4項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏名	専門分野	任期
荒川 康一	報道	令和4年5月12日～令和5年3月31日

令和4年5月12日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

#### 理由

秋田県文化財保護審議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 秋田県文化財保護審議会委員名簿

任期：①令和2年9月8日から令和4年9月7日まで

②令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年5月12日現在)

**※個人情報保護のため非公開**

議案第24号 参考資料

秋田県文化財保護審議会委員候補者略歴

※令和4年4月1日現在

※個人情報保護のため非公開

## 秋田県文化財保護条例(抄)

### (設置)

第四十四条 法第百九十条第一項の規定に基づき、教育委員会に秋田県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (組織)

第四十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

### (会長等)

第四十六条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第四十七条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係がある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(注) 第四十四条でいう「法」とは、文化財保護法をさす。

令和4年

## 第8回 教育委員会会議

### 報告事項

令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項について

秋田県教育委員会

# 令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者 選考試験実施要項

秋田県教育委員会

受付期間	令和4年5月12日(木)～5月27日(金)	締切	電子申請 5月27日(金)17:00
第一次選考試験	令和4年7月23日(土)～7月24日(日)	郵送	5月27日(金)消印有効
第二次選考試験	令和4年9月10日(土)～9月12日(月)		

新型コロナウイルス感染症等の感染状況や、自然災害の発生等によっては、試験日程や内容等が変更となる可能性がありますので、秋田県の公式Webサイト「美の国あきたネット」を随時確認するようしてください。

## 令和5年度選考規準等について

### 1 採用の方法及び選考の根本規準

教育公務員特例法第11条の規定にしたがい、教員の採用は「選考」（各種選考資料を総合的に判断するものであり、競争試験とは異なる）によって行われます。

選考の根本規準は、次の「秋田県が求める教師像」です。

- (1) 教育者としての強い使命感と高い倫理観を身に付けている（使命感・倫理観）
  - (2) 協調性と豊かなコミュニケーション能力を有している（人間関係形成力）
  - (3) 教育的愛情にあふれ、児童生徒の心身の状況を踏まえ、受容的・共感的に理解ができる（教育的愛情と共感的理解）
  - (4) 個性豊かでたくましく、常に学び続ける探究力を有している（豊かな人間性と探究力）
  - (5) 教科等に関する深い専門的知識と広く豊かな教養を身に付けている（教科等指導の専門的知識）
- そしてこれらを基盤とした実践的指導力を有する人

### 2 各試験の評価方法等

#### (1) 第一次選考で実施する試験と評価の観点等

選考資料	配点又は評価の観点・区分
総合教養 一般教養	200点満点。マークシート方式により実施します。出題内容は7ページの③筆答試験の内容を参照してください。
教科(科目)	200点満点。ただし、高等学校実習助手、特別支援学校高等部実習助手及び特別支援学校寄宿舎指導員は100点満点。出題内容は6ページの①日程・試験場及び教科(科目)試験の内容を参照してください。
集団面接	教育者としての強い使命感と高い倫理観を身に付けているか、また、協調性と豊かなコミュニケーション能力を有しているかどうかを、主に、①人間性、②意欲・使命感、③協調性・社会性の3つの大きな観点から5段階で評価します。

※各種選考資料の評価及び受験者数等を総合的に判断し、採用予定人員の2倍から4倍程度の方を、第一次選考合格者とします。

#### (2) 第二次選考で実施する試験と評価の観点等

選考資料	評価の観点・区分
専門(個別)面接	教育的愛情にあふれ、児童生徒の心身の状況を踏まえ、受容的・共感的な理解ができるか、また、教科等に関する深い専門的知識と広く豊かな教養を身に付けているかどうかを、主に、①生徒指導力、②教科や専門分野に関する指導力、③教育者としての資質の3つの大きな観点から5段階で評価します。
模擬授業	個性豊かでたくましく、常に学び続ける探究力を有しているか、また、教科等に関する深い専門的知識と広く豊かな教養を身に付けているかどうかを、主に、①授業の構成力、②専門的知識、③創意工夫や引きつける力の3つの大きな観点から5段階で評価します。なお、養護教諭については、①専門的知識、②対応力の2つの観点から5段階で評価します。
論文	教育に対して使命感と問題意識をもちら幅広く考察することができ、自己の主張を論理的に表現できるかどうかを、主に、①内容、②文章構成、③文章表現力の3つの大きな観点から5段階で評価します。
実技	志願する校種・教科における専門分野に求められる技能の達成度を5段階で評価します。

※各種選考資料の評価及びその他の書類等を総合的に判断し、本県が求める教師像にふさわしい方を第二次選考合格者とし、採用候補者名簿に登載します。

#### (3) その他の書類等

志願書、個人カード、各種証明書、各種報告書等受験手続の際に提出された書類、模擬授業の学習指導案（第二次選考受験者が提出）も、選考の補助的資料とします。

# I 志願種別、教科（科目）採用予定人員及び受験資格

## 1 一般選考

小学校教諭等、中学校教諭等、高等学校教諭等、特別支援学校教諭等及び養護教諭において、第一次選考試験免除、講師優遇Ⅰ・Ⅱ、他県教諭等優遇、教職経験者優遇、加点による優遇を実施します。高等学校実習助手、特別支援学校高等部実習助手、特別支援学校寄宿者指導員において、講師優遇Ⅱを実施します。詳細については、8ページ [5 受験の優遇措置について](#) を参照してください。

志願種別	教科（科目）採用予定人員	受験資格	
		所有すべき免許状 (令和5年3月31日までの取得見込みを含む)	受験年齢
小学校教諭等	130名程度 (注1) 他県教諭等枠〔10名程度〕、 中学校英語の免許状所有者枠〔5名程度〕を含む	小学校教諭 普通免許状	昭和38年4月 2日以降に生まれた者
中学校教諭等	国語〔10名程度〕、社会〔10名程度〕、数学〔7名程度〕、 理科〔10名程度〕、音楽〔4名程度〕、美術〔3名程度〕、 保健体育〔7名程度〕、英語〔12名程度〕、 技術〔若干名〕、家庭〔若干名〕 合わせて65名程度	受験教科の 中学校教諭 普通免許状	
高等学校教諭等	国語〔3名程度〕、地理歴史〔若干名〕、数学〔若干名〕、 理科〔若干名〕、保健体育〔3名程度〕、芸術(音楽)〔若干名〕、 英語〔3名程度〕、農業〔若干名〕、工業〔4名程度〕、 商業〔若干名〕、情報〔若干名〕 合わせて25名程度	受験教科の 高等学校教諭 普通免許状	
特別支援学校教諭等	小学部、中・高等部(国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、技術、家庭、英語)、高等部(情報、福祉) 合わせて22名程度	受験する学部に相当する校種及び受験教科の 教諭普通免許状に加え、 特別支援学校教諭普通免許状(視覚、聴覚、 知的、肢体不自由、病弱のいずれかの領域) (注3)	
養護教諭 (注2)	11名程度	養護教諭普通免許状 (注4)	
高等学校実習助手	農業〔若干名〕	特になし	昭和38年4月 2日から平成 16年4月1日 までに生まれた者
特別支援学校高等部実習助手	若干名	特になし	
特別支援学校寄宿舎指導員	若干名	特になし	

(注1) 小学校教諭等130名程度のうち、他県教諭等枠として10名程度、中学校英語の免許状所有者枠として5名程度をそれぞれ採用します。選考によりそれぞれの枠において合格とならない場合、小学校教諭等の全体の枠において引き続き選考されることになります。他県教諭等枠と中学校英語の免許状所有者枠の併願はできません。

(注2) 採用は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれの場合もあります。

(注3) 特別支援学校教諭普通免許状取得に必要な全ての単位を修得(受験年度末まで修得見込みを含む)している者も含みます。

(注4) 令和5年2月実施予定の保健師国家試験に合格し同年4月上旬に養護教諭の二種免許状を取得見込みの者を含みます。但し、その場合は5ページ記載の受付期間内に義務教育課に必ず電話で連絡してください。

## 2 障害者特別選考

志願種別	教科(科目) 採用予定人員	受験資格
小学校教諭等 中学校教諭等 高等学校教諭等 特別支援学校教諭等 養護教諭 高等学校実習助手 特別支援学校高等部実習助手 特別支援学校寄宿舎指導員	教科(科目)は <b>1 一般選考</b> と同様 採用予定人員は若干名(一般選考の採用予定人員に含む)	<p><input type="radio"/> <b>1 一般選考</b>に示した受験資格を有する者。</p> <p><input type="radio"/> 以下のア～ウのいずれかを所有する者。</p> <p>ア 身体障害者手帳(1級から6級)又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)</p> <p>イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>(注)精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時間をおこしますので、御注意ください。</p>

### ※留意事項

選考試験は一般選考の受験者と同様に実施します。申し出により、志願者のこれまでの学校や職場等での配慮等を勘案し、障害の種類や程度に応じて受験方法や施設面等での配慮に努めるとともに、必要に応じて実技等の一部若しくは全部を免除、又はその内容を変更します。出願時に本人作成の申出書(様式自由)を添付してください。

## 3 教職大学院特別選考

志願種別	教科(科目) 採用予定人員	受験資格
小学校教諭等 中学校教諭等 高等学校教諭等 特別支援学校教諭等	教科(科目)は <b>1 一般選考</b> と同様 (一般選考の採用予定人員に含む)	<p><input type="radio"/> <b>1 一般選考</b>に示した受験資格を有する者。</p> <p><input type="radio"/> 教職大学院を令和2年4月1日以降に修了した者、又は令和5年3月31日までに修了見込みの者。</p>

※第一次選考試験において、「総合教養」が免除となります。

## 4 大学推薦特別選考

志願種別	採用予定人員	受験資格
小学校教諭等 養護教諭	一般選考の採用予定人員に含む	<p><input type="radio"/> 推薦を依頼する大学等 秋田県教育委員会が指定する大学等(以下「指定大学等」という)。</p> <p><input type="radio"/> 受験資格 令和5年度選考試験の受験資格を満たし、かつ以下の(1)(2)の要件を満たす者のうち、指定大学等が推薦する者。 (1)秋田県の小学校教諭・養護教諭となることを第1希望とし、「秋田県が求める教師像」にふさわしい資質と能力を有する者。 (2)学業成績が優秀で、大学内外の諸活動の実績が顕著である者。</p> <p><input type="radio"/> 推薦人数 指定大学等に通知する。</p> <p>※詳細は、指定大学等に送付済みの大学推薦特別選考実施要項による。</p>

※第一次選考試験の全てが免除となります。

## 5 社会人等特別選考（教員免許状の所有を前提としない選考）

志願種別	教科（科目）採用予定人員	受験資格	受験年齢
高等学校教諭等	工業 [若干名]	大学を卒業し、令和5年3月31日までに同一の民間企業又は官公庁等に継続して5年以上勤務した経験がある者。工業に関する高度な専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者。	昭和38年4月2日以降に生まれた者
	博士号保有者 [若干名]	理学、農学、工学における博士の学位を有する者で、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見をもち、探究的な学習活動等の指導に意欲がある者。	昭和38年4月2日以降に生まれた者

※第一次選考試験は書類審査により行います。

※高等学校教諭普通免許状を所有していない場合は、合格後に特別免許状の申請をし、取得する必要があります。

### 共通確認事項

- 1 日本国籍を有しない教諭等の合格者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
- 2 採用予定人員は変更される場合があります。

学校教育法第9条、地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 本県公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※上記1には、以下の期間にある者が含まれる。

- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間。
- ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの期間。

## II 受験手続

### 1 必要書類と申込手続

- (1) 志願者（大学推薦特別選考による志願者を除く）は、①を電子申請で、②～⑤を郵送で申し込むことを原則とします。電子申請は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」から「秋田県教育委員会」→「お知らせ・資料等」→「公立学校教員採用試験」を選択し、「令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項」にある令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験インターネット（電子申請）による申込方法の申込手順に従ってください。
- (2) やむを得ない場合のみ、①～⑤の郵送による申込みを受け付けます。その場合は、事前に12ページの当該各課へ電話で連絡してください。
- (3) 郵送する書類は、全て12ページの当該各課に送付してください。

①	選 考 試 験 志 願 書	原則として電子申請とすること。
②	個 人 カ 一 ド	必要事項を記入し、写真を貼ること。
③	出願書類に関する通知 受 験 票 写 真 票	選考区分、志願種別、志願教科（科目）、氏名、返送先、郵便番号等を記入し、「出願書類に関する通知」には63円分の切手、受験票には223円分の切手を貼ること。宛先の「様」を消さないこと。写真票には必ず写真を貼ること。
④	結 果 通 知 用 封 筒	選考区分、志願種別、志願教科（科目）、氏名、返送先、郵便番号等を記入し、254円分の切手を貼ること。宛先の「様」を消さないこと。
⑤	・ <b>障害者特別選考</b> による志願者は、①～④に加えて、3ページの <b>2 障害者特別選考</b> の受験資格に掲げるア～ウのうち該当するものの写しを提出すること。また、受験方法や施設面等での配慮、実技等の免除等を必要とする場合は、本人作成の申出書（様式自由）を添付すること。 ・ <b>教職大学院特別選考</b> による志願者は、①～④に加えて、教職大学院の修了（見込）証明書又は修了証書の写しを提出すること。 <b>大学推薦特別選考</b> による志願者は、大学推薦特別選考実施要項に基づき、必要書類を指定大学等に提出すること。また、指定大学等は、推薦する者全員に係る必要書類を取りまとめ提出すること。 ・ <b>社会人等特別選考（工業）</b> による志願者は、①～④に加えて、最終学校の卒業又は修了証明書（卒業証書又は修了証書の写しでも可）、職歴証明書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」よりダウンロード）、「実績書」（様式自由、A4判2枚以内）、「志望の動機と抱負」（様式自由、A4判の用紙に800字以内）を提出すること。 ・ <b>社会人等特別選考（博士号保有者）</b> による志願者は、①～④に加えて、最終学校の卒業又は修了証明書（卒業証書又は修了証書の写しでも可）、博士の学位を有することを証明できるもの（写し可）、「実績書」（様式自由、A4判2枚以内）、「志望の動機と抱負」（様式自由、A4判の用紙に800字以内）を提出すること。 ※受験の優遇措置（第一次選考試験免除、講師優遇Ⅰ・Ⅱ、他県教諭等優遇、教職経験者優遇、加点による優遇）の対象者は、8ページの <b>5 受験の優遇措置について</b> を参照してください。	

（注意1）教科（科目）のない志願者については、②～④の「志願教科（科目）」欄に斜線を引いてください。

（注意2）高橋の「高」、齋藤の「齋」など、電子入力、個人カード、封筒のあて名等、身分証明書の字体を用い、統一して正確に記入してください。なお、電子入力できない字体の場合は、個人カードに正しい字体で記載してください。

### 2 受付期間

志 願 種 別	申 請 方 法	受 付 期 間
一般選考	電子申請（①）	令和4年5月12日（木） ～5月27日（金）17:00締切
障害者特別選考 教職大学院特別選考 社会人等特別選考	郵送（②～⑤）	令和4年5月12日（木） ～5月27日（金）消印有効
大学推薦特別選考	郵送のみ	

### 3 注意事項

- (1) 提出書類は、一切返却しません。
- (2) 必要書類に不備がある場合は、「出願書類に関する通知」にて指示しますので、該当書類を至急提出してください。
- (3) 必要書類等を受理した場合は、7月第2週に受験票を送付します。
- (4) 写真は、出願時に個人カード、写真票に同一のものを貼り付けてください。
- (5) 郵送は、全て特定記録郵便扱いとしてください（持参不可）。また、封筒の表に「教諭等採用選考試験志願」と朱書きしてください。
- (6) 出願後、受験を辞退する場合は、12ページの当該各課まで必ず電話で連絡してください。

### III 第一次選考試験

#### 1 日程・試験場及び教科（科目）試験の内容

(1) 期日 令和4年7月23日（土）～7月24日（日） ※7月25日（月）は予備日

(2) 試験場及び教科（科目）試験の内容

志願種別・教科等	内 容	7月23日（土）	7月24日（日）	教科（科目）試験の内容 (特別支援教育専門試験を含む)
		試験場	試験場	
小学校教諭等	筆答試験	秋田西高校		国語、社会、算数、理科、生活、 外国語活動・外国语に関する内容
	面接		総合教育センター 自治研修所	
中学校教諭等	全教科	筆答試験	秋田西高校 (英語以外) 総合教育センター (英語)	志願教科に関する内容
		面接	秋田西高校	
高等学校教諭等	全教科	筆答試験	秋田明徳館高校	志願教科に関する内容
		面接		
特別支援学校教諭等	全教科	筆答試験	秋田明徳館高校	* 小学部志願者：小学校教諭等と同一 * 中・高等部志願者：中学校教諭等と同一 * 高等部（情報、福祉）志願者：志願教科に関する内容 * 特別支援教育専門試験を課す
		面接		
養護教諭		筆答試験	総合教育センター	養護に関する内容
		面接	総合教育センター 自治研修所	
高等学校実習助手（農業）		筆答試験	秋田明徳館高校	志願教科に関する内容
		面接		
特別支援学校高等部実習助手 特別支援学校寄宿舎指導員		筆答試験	秋田明徳館高校	特別支援教育の基礎的内容
		面接		
(社会人等特別選考) 高等學校教諭等	工業 博士号保有者	筆答試験		第一次選考試験は書類審査のみ
		面接		

- ・面接は、令和4年7月23日（土）～7月24日（日）の中で指定された日時に行います。
- ・障害者特別選考、教職大学院特別選考は志願種別に応じた試験場で行います。
- ・混雑を避けるため、試験期間中、試験場及び周辺地域への自家用車の乗り入れや駐車及び送迎を禁止します。  
(ただし、総合教育センター・自治研修所は除く。詳しくは12ページ、試験会場案内を御覧ください。)
- ・試験場は、屋内・敷地内とも全面禁煙となっています。
- ・追試験は実施しません。
- ・健康確認自己申告書を秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロードし、必要事項を記入の上、受付で提出すること。
- ・試験中は、マスクを着用し、手指消毒を徹底するなど、感染防止に努めること。

## 2 答試験実施日 7月23日（土）の日程

志願種別	時間	8:00	8:40	8:50	9:10	10:10	10:40	11:20	11:30	12:30	13:30	15:00
小学校教諭等 中学校教諭等	受付		日程説明 諸連絡		教科（科目）	休憩	総合教養					面接
高等学校教諭等	受付		日程説明 諸連絡		教科（科目）	休憩	総合教養					面接
養護教諭	受付		日程説明 諸連絡		教科（科目）	休憩	総合教養					
特別支援学校教諭等	受付		日程説明 諸連絡		教科（科目）	休憩	総合教養			特別支援教育 専門		面接
高等学校実習助手 特別支援学校高等部実習助手 特別支援学校寄宿舎指導員	受付		日程説明 諸連絡	教科	休憩	一般教養						面接
障害者特別選考		一般選考における志願種別・教科等に準じる										
教職大学院 特別選考	小学校教諭等 中学校教諭等	受付	日程説明 諸連絡	教科（科目）								面接
	高等学校教諭等	受付	日程説明 諸連絡	教科（科目）								面接
	特別支援学校 教諭等	受付	日程説明 諸連絡	教科（科目）						特別支援教育 専門		面接

## 3 答試験の内容

### （1）総合教養試験及び一般教養試験

総合教養試験は教職教養と時事問題により構成されます。一般教養試験は時事問題と法規及び秋田県の教育施策等により構成されます。時事問題は、国内外の時事的な事象について出題します。教職教養については、秋田県の教育施策も含まれます。「令和4年度学校教育の指針」\*及び「令和4年度の重点」\*を参照してください。

\*秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」からダウンロードできます。

### （2）教科（科目）試験

6ページの **1 日程・試験場及び教科（科目）試験の内容** を参照してください。

## 4 第一次選考試験の携行品

- (1) 筆記用具（マークカード用にHBの鉛筆を用意してください）
- (2) 受験票、上履き（秋田西高等学校）
- (3) 小学校教諭等、特別支援学校教諭等（小学部）、中学校教諭等・高等学校教諭等・特別支援学校教諭等（中・高等部）の「数学」、「理科」の志願者は定規とコンパス
- (4) 高等学校教諭等の「工業」の志願者は、電子式卓上計算器（関数機能が付いたものは可、プログラム可能なものは不可）を使用できます。
- (5) 高等学校教諭等の「商業」の志願者は、電子式卓上計算器を使用できます。
- (6) 高等学校教諭等の「情報」、特別支援学校教諭等高等部（情報）の志願者は電子式卓上計算器を使用できます。

## 5 受験の優遇措置について

令和5年度選考試験における第一次選考試験の受験免除・優遇措置対象者は次のとおりです。  
5ページのⅡ 受験手続に従い、5月12日（木）～27日（金）に申込みをしてください。申込みの際、次の留意事項に注意してください。なお、以下に示す受験手続を行わない場合は、優遇措置の対象とはなりません。

### 1 一般選考における受験の優遇措置

免除・優遇内容	対 象 者	受 験 手 続 ・ 留 意 事 項
第一次選考試験免除  「第一次選考試験」の全てを免除	令和4年度選考試験（令和3年実施）における第二次選考試験結果通知において、「令和5年度」選考試験の「第一次選考試験」免除が認められた者  (令和4年度選考試験で受験した選考区分、志願種別と同一の試験を受験する場合に限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験手続に必要な②～④を、全て特定記録郵便で送ること。</li> <li>①選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（一次免除）」を選択すること。</li> <li>「令和4年度秋田県公立学校教諭等採用候補者第二次選考試験結果通知」の写しを同封すること。</li> </ul> <p>※第二次選考試験については、10ページIV 第二次選考試験1日程・試験場及び試験の内容に基づいて行います。試験場及び試験内容は、一般選考の各志願種別と同じです。</p>
講師優遇Ⅰ  「総合教養」を免除	令和3年度及び令和4年度選考試験における第一次選考試験結果通知において、「令和5年度」選考試験における第一次選考試験の「総合教養」免除が認められた者  ※免除が認められた受験年度と「同一校種」を受験する場合に免除対象とする。ただし、「同一教科（科目）」であることは要しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験手続に必要な②～④を、全て特定記録郵便で送ること。</li> <li>①選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（講師優遇Ⅰ）」を選択すること。</li> <li>当該年度の「秋田県公立学校教諭等採用候補者第一次選考試験結果通知」の写しを同封すること。</li> </ul>
講師優遇Ⅱ  「総合教養」又は「一般教養」を免除	秋田県の国立学校又は公立学校において平成29年4月1日から令和4年5月12日までに36月以上の講師（臨時・非常勤）等の経験を有する者  ※月1日以上の任用があった月は1月とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験手続に必要な②～④及び講師（臨時・非常勤）等勤務歴申告書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」よりダウンロード）を、全て特定記録郵便で送ること。</li> <li>①選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（講師優遇Ⅱ）」を選択すること。</li> <li>「講師（臨時・非常勤）等勤務歴申告書」の記載事項を証明する書類（辞令の写し等）を提出すること。</li> </ul>
他県教諭等優遇  「第一次選考試験」の全てを免除	現在、秋田県外で教諭又は養護教諭の身分を有し、継続して3年以上の教諭又は養護教諭経験を有する者（ただし、各休暇・休業等の期間は除く）  他県等で採用された校種・教科（科目）での受験を原則とする。ただし、小・中学校の校種を変えての出願は可とする（この場合は義務教育課に連絡すること）。  (※注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験手続に必要な②～④及び職歴証明書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」よりダウンロード）を、全て特定記録郵便で送ること。</li> <li>①選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（小学校・他県教諭等）」又は「一般選考（他県教諭等優遇※小学校以外）」を選択すること。</li> </ul>
教職経験者優遇  「第一次選考試験」の全てを免除	過去に公立学校で継続して3年以上の教諭又は養護教諭経験を有し（ただし、各休暇・休業等の期間は除く）、平成24年3月31日以降に退職した者  以前採用された校種・教科（科目）での受験を原則とする。ただし、小中学校の校種を変えての出願は可とする（この場合は義務教育課に連絡すること）。(※注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受験手続に必要な②～④及び職歴証明書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」よりダウンロード）を、全て特定記録郵便で送ること。</li> <li>①選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、「一般選考（教職経験者優遇）」を選択すること。</li> </ul>

※注 特別支援学校教諭等を志願する者で、他県等で特別支援学校教諭の採用枠がなかった者については、特別支援学校教諭普通免許状を有し、特別支援学校又は特別支援学級で3年以上の指導経験があれば出願可とする。この場合は、特別支援教育課に連絡すること。

## 2 特別選考における受験の優遇措置

	留 意 事 項	※受験手続については、5ページⅡ 受験手続を参照
教職大学院特別選考	第一次選考試験において「総合教養」が免除となります。	
大学推薦特別選考	第一次選考試験の全てが免除となります。 第二次選考試験については、10ページ IV 第二次選考試験 1 日程・試験場及び試験の内容に基づいて行います。試験場及び試験内容は、一般選考の各志願種別と同じです。	
社会人等特別選考	第一次選考試験は書類審査により行います。 第二次選考試験については、10ページ IV 第二次選考試験 1 日程・試験場及び試験の内容に基づいて行います。	

## 3 加点による優遇措置

複数の免許状又は司書教諭資格を取得又は取得見込みの受験者で、以下の加点要件を満たす場合には、第一次選考試験の教科（科目）試験の得点に加点を行います。なお、取得見込みの者が令和5年3月31日までに加点対象の「教員免許状」又は「司書教諭講習修了証書」を取得できない場合は、採用候補者名簿への登載を取り消す場合があります。

志願種別	加点要件	加点
小学校教諭等	特別支援学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの者	10
	司書教諭の資格を取得又は取得見込みの者	5
中学校教諭等	特別支援学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの者	10
	司書教諭の資格を取得又は取得見込みの者	5
高等学校教諭等	情報以外の受験者で、高等学校教諭「情報」の普通免許状を取得又は取得見込みの者	10
	地理歴史の受験者で、高等学校教諭「公民」の普通免許状を取得又は取得見込みの者	10
	特別支援学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの者	10
	司書教諭の資格を取得又は取得見込みの者	5
特別支援学校教諭等	情報以外の受験者で、高等学校教諭「情報」の普通免許状を取得又は取得見込みの者	10
	司書教諭の資格を取得又は取得見込みの者	5

※複数の加点要件を満たした場合であっても、加点の上限を20点とする。

※5ページのⅡ 受験手続に従い、5月12日（木）～27日（金）に申込みをしてください。申込みの際、次の点に注意してください。

- ・受験手続に必要な②～④及び加点申請書（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」よりダウンロード）を、全て特定記録郵便で送ること。
- ・①選考試験志願書（電子申請）の選考区分欄では、それぞれの選考区分を選び、加点優遇欄に○をすること。
- ・資格を証明する書類（当該免許状の写し、取得見込証明書等）を添付すること。

※取得見込証明書等を提出した者は、該当の免許状又は修了証書を取得次第、速やかにその写しを12ページの当該各課に郵送すること。

## 6 第一次選考試験の結果について

(1) 発表日時 令和4年8月19日（金） 13:00

(2) 発表方法 秋田県庁正面玄関前の公告板に合格者の受験番号を掲示します。掲示期間は8月25日（木）までとします。また、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」にも合格者の受験番号を掲載します。なお、受験者全員に合否の結果、筆答試験の得点（総合教養試験、一般教養試験、教科（科目）試験の各得点、特別支援学校受験者は特別支援教育専門試験、特別支援教育基礎試験の各得点も含む）及び面接の5段階評価と3段階の総合評価を郵送にて通知します。

(3) 講師の優遇制度Ⅰについて

令和4年度を含む連続する3年間、秋田県で講師登録歴があり、令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験における第一次選考試験の「総合教養」の試験の成績が優秀な者は、令和6年度選考試験及び令和7年度選考試験において、同一校種を受験する場合、「総合教養」の試験を免除します。ただし、出願時に令和4年度の講師登録が完了していることを条件とします。「免除」については、第一次選考試験結果通知の際に併せてお知らせします。

※「総合教養」免除となった場合でも、該当年度に志願教科（科目）の募集がないことがありますので、予め了解ください。

## V 第二次選考試験

第一次選考試験合格者及び第一次選考試験免除者に対して行います。

障害者特別選考、教職大学院特別選考及び大学推薦特別選考志願者の試験は、志願種別に応じて行います。

### 1 日程・試験場及び試験の内容

(1) 期日 令和4年9月10日（土）～9月12日（月） ※9月13日（火）は予備日

(2) 試験場

志願種別	試験場
小学校教諭等、中学校教諭等、養護教諭	秋田西高等学校 総合教育センター・自治研修所
高等学校教諭等、特別支援学校教諭等、高等学校実習助手、特別支援学校高等部実習助手、特別支援学校寄宿舎指導員	秋田明徳館高等学校 総合教育センター・自治研修所

(3) 日程

受験者	日時	9月10日(土)						9月11日(日)・12日(月)		
		7:30	8:10	8:20	8:45	9:35	10:00	17:00	9:00	17:00
全員		受付		諸連絡	論文	休憩	面接実技		面接実技	

※小学校教諭等、中学校教諭等、養護教諭の志願者の受験については、9月10日（土）に受付、諸連絡、論文を秋田西高等学校で実施します。

(4) 第二次選考試験の内容

志願種別等	論文	面接		実技
		模擬授業	専門面接	
小学校・特別支援学校（小学部）教諭等	○	○	○	
中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等（保健体育、音楽、美術、英語を除く）	○	○	○	
中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等（保健体育、音楽、美術、英語）	○	○	○	○
養護教諭	○	○	○	
高等学校実習助手	○		○	
特別支援学校高等部実習助手	○		○	
特別支援学校寄宿舎指導員	○		○	
社会人等特別選考	○		○	

※面接について

事前に提出した学習指導案に基づく模擬授業、専門等に関する面接を実施します。詳細は第一次選考試験結果通知で指示します。

(5) 携行品

- ①受験票 ②筆記用具 ③上履き（秋田西高等学校）

(6) 提出物

- ①健康確認自己申告書
- ②最終学校の卒業（見込）又は修了（見込）証明書（教職大学院特別選考、及び社会人等特別選考による志願者は不要）、大学院在学中（修士課程1年）の者は卒業大学の卒業証明書を提出すること。提出が間に合わない場合は、受験初日にその旨を申し出た上、9月16日（金）必着で12ページの当該各課に送付すること。
- ③返信用封筒 角形2号（24.0cm×33.2cm）に、宛先、郵便番号を明記し、300円分の切手を貼ったもの。封筒の裏面に志願種別、受験教科（科目）、受験番号を鉛筆書きすること。また、表面に「特定記録郵便」と記載すること。

## 2 実技試験（内容と携行品）

- (1) 中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「保健体育」志願者  
球技（バスケットボール）、武道、ダンスを実施します。それぞれの運動に適する服装を携行すること。武道においては、柔道選択者は柔道着、剣道選択者は竹刀を携行すること。
- (2) 中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「音楽」志願者  
①ピアノ伴奏しながらの独唱、②ピアノ独奏、③ピアノ以外の楽器演奏（伴奏者の同伴不可）を実施します。  
演奏する曲は各自が選択し、その楽譜を携行すること。また、ピアノ以外の楽器も携行すること。
- (3) 中学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「美術」志願者  
内容は当日指示します。クレヨン・パス類、水彩絵の具一式、粘土ベラ、定規、コンパス、カッター、のり、はさみを携行すること。
- (4) 中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）教諭等の「英語」志願者  
英会話面接を行います。

## 3 第二次選考試験の結果について

- (1) 発表日時 令和4年10月14日（金） 13：00
- (2) 発表方法 秋田県庁正面玄関前の公告板に合格者の受験番号を掲示します。掲示期間は10月20日（木）までとします。また、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」にも合格者の受験番号を掲載します。  
なお、受験者全員に合否の結果及び模擬授業・専門面接、論文、実技の5段階評価と3段階の総合評価を郵送にて通知します。
- (3) 合格した教職未経験者を対象に、研修を実施する予定です。詳細については別途連絡します。
- (4) 大学院在学中（修士課程1年在学中）の合格者に対する特別措置について  
大学院在学中（修士課程1年在学中）の合格者は、希望により令和6年度まで採用を延期します。延期を希望する者は、令和4年10月28日（金）までに、合格通知に同封される申請書に大学院の在学証明書を添付し、12ページの当該各課まで特定記録郵便で送付してください（消印有効）。
- (5) 大学院進学予定（大学4年在学中）の合格者に対する特別措置について  
大学院修士課程進学予定（大学4年在学中）の合格者は、希望により令和7年度まで採用を延期します。延期を希望する者は、令和4年10月28日（金）までに、合格通知に同封される申請書に大学院の合格通知書の写しを添付し、12ページの当該各課まで特定記録郵便で送付してください（消印有効）。  
※大学院修了までに、合格した志願種別・教科（科目）の専修免許状を取得することが望ましい。
- (6) 教職大学院特別選考受験者で、教職大学院修了見込みの者が選考試験に合格し、教職大学院を修了できなかつた場合には、合格を取り消します。
- (7) 第一次選考試験の免除について  
令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験における第二次選考試験の不合格者のうち、総合評価が優秀である者については、令和6年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験の「第一次選考試験」を免除します。ただし、令和5年度選考試験で受験した選考区分、志願種別と同一の試験を受験する場合に限ります。  
「免除」については第二次選考試験の結果通知の際に、併せてお知らせします。
- (8) 特別支援学校教諭等選考合格者については、採用後できるだけ早い時期に、学校が対象とする特別支援教育の教育領域の該当免許状を取得してもらいます。
- (9) 合格者に欠員が生じた場合には、追加合格者を出す場合があります。

**試験会場案内**　※試験会場周辺の商店駐車場等における無断駐車や送迎を禁止します。

●秋田西高等学校

TEL:018-873-5251

潟上市天王字追分西26番地の1

(J R) 追分駅から徒歩30分

(路線バス) 「追分線」で「秋田西高入口」バス停下車

※自家用車の乗り入れ禁止、送迎や駐車は秋田県総合教育センター・自治研修所の駐車場を利用すること。

●秋田明徳館高等学校

TEL:018-833-1261

秋田市中通二丁目1番51号

(J R) 秋田駅から徒歩10分

※自家用車の乗り入れ禁止

●秋田県総合教育センター・自治研修所 潟上市天王字追分西29番地の76

TEL:018-873-7200

(J R) 追分駅から徒歩25分

(路線バス) 「追分線」で「追分西」バス停下車

※駐車場あり。自家用車の乗り入れ可

**問い合わせ先** (申込書類の提出先)

- ① 小学校教諭等志願者、中学校教諭等志願者、養護教諭志願者

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁義務教育課 (TEL018-860-5145)

- ② 高等学校教諭等志願者、高等学校実習助手志願者

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁高校教育課 (TEL018-860-5164)

- ③ 特別支援学校教諭等志願者、特別支援学校高等部実習助手志願者、特別支援学校寄宿舎指導員志願者

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁特別支援教育課 (TEL018-860-5133)

**講師（臨時・非常勤）等の採用について**

令和5年度の講師（臨時・非常勤）等の採用については、登録制とします。登録申込は原則として電子申請（秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」から選択）で受け付けますが、郵送による申込みも可能です。登録に必要な申込書は、8月上旬から上記の各課、県内各教育事務所・出張所及び全国の秋田県事務所で配付します。申込案内の郵送を希望する場合は、返信用封筒（定形の封筒に、宛先と郵便番号を明記し、返信用切手を貼ったもの）を同封し、封書で上記各課に申し込みください。なお、待遇等については、申込案内に記載します。

受付期間 令和4年8月5日（金）～11月25日（金）〈第一次締切〉 ※その後も随時受け付けます。